



2019年3月1日

各位

会社名 オンキヨー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 大舘宗徳
 (JASDAQ・コード6628)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役経営企画室長 林 亨
 電話番号 06-6226-7343

**第三者割当による第5回及び第6回新株予約権（行使価額修正条項付）（コミット・イシュー※）
 の発行及び買取契約（行使制限条項付）の締結に関するお知らせ**

当社は、2019年3月1日付の取締役会において、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第5回及び第6回新株予約権（以下、それぞれを「第5回新株予約権」及び「第6回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下の通りお知らせいたします（以下、各本新株予約権の発行と本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。また、当社は、上記取締役会において、本資金調達の実施に伴い、割当予定先が保有する第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第5回CB」といいます。）を全部取得、消却すること、並びにEVO TURN-AROUND, INC.を借入先とする借入契約について金額の増額及び返済期日の延期（以下「本借入条件変更」といいます。）を行うことを決議しております。第5回CBの取得消却及び本借入条件変更の詳細につきましては、本日別途公表しております。「第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の取得及び消却に関するお知らせ」及び「資金調達（借入）契約の変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2019年3月18日
(2) 発行新株予約権数	38,449,800個 第5回新株予約権：29,449,800個 第6回新株予約権：9,000,000個
(3) 発行価額	総額8,606,466円 (第5回新株予約権1個当たり0.17円、第6回新株予約権1個当たり0.40円)
(4) 当該発行による潜在株式数	38,449,800株（新株予約権1個につき1株） 第5回新株予約権：29,449,800株 第6回新株予約権：9,000,000株
(5) 資金調達の額	1,921,096,466円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第5回新株予約権：50円 第6回新株予約権：50円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日（当日を含みます。）から起算して、①第5回新株予約権については1取引日（以下に定義します。）、②第6回新株予約権については3ヶ

	<p>月が経過する毎に修正されます。取引日とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、①第5回新株予約権については、各取引日に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額に、②第6回新株予約権については直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して3ヶ月後の応当日（応当日が存在しない場合には、当該月の最終日）に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額に、それぞれ修正されます。但し、いずれの回号の本新株予約権についても、上記修正条項に従って計算された価額が28円（各本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整され、以下「下限行使価額」といいます。）を下回る場合には、修正後の金額は下限行使価額となります。</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	<p>第三者割当ての方法により、全ての新株予約権を Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に割り当てます。</p>
(8) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 ①行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。なお、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※第5回新株予約権（コミット・イシュー）の特徴

当社が第5回新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（29,449,800株）をあらかじめ定め、行使期間中の当社普通株式の終値に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として242取引日以内に、割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する（**全部コミット**）手法です。またそれに加えて、第5回新株予約権の発行日の翌日以降、原則として122取引日以内に、8,000,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております（**前半コミット**）。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、第5回新株予約権の特徴です。

※第6回新株予約権（コミット・イシュー）の特徴

当社が第6回新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（9,000,000株）をあらかじめ定め、行使期間中の当社普通株式の終値に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として18ヶ月以内に、割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する（**全部コミット**）手法です。なお、第5回新株予約権と異なり、第6回新株予約権については、前半コミットは規定されておられません。

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行数	29,449,800個	9,000,000個
発行価額の総額	5,006,466円	3,600,000円
行使価額の総額	1,472,490,000円	450,000,000円

期 間	約1年間 (コミット期間延長取引日発生時を除く)	約18ヶ月間 (コミット期間延長取引日発生時を除く)
行 使 価 額	毎取引日、直前取引日終値の90%に修正	3ヶ月に一度、直前取引日終値の90%に修正
全 部 コ ミ ッ ト	242 取引日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット	18 ヶ月以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
部 分 コ ミ ッ ト	122 取引日以内における本新株予約権の うち 8,000,000 株相当分以上の行使を 原則コミット	なし
下 限 行 使 価 額	28 円 (価格決定日終値の50%、端数切上げ)	28 円 (価格決定日終値の50%、端数切上げ)

2. 募集の目的及び理由

当社は、本「2. 募集の目的及び理由」に記載の通りの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (3)本スキームの特徴」及び同「(4)他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1)資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

当社は経営理念として「VALUE CREATION」を掲げ、ホームAV製品の分野において、高品質な製品をグローバルに展開し、長年培ったオーディオ技術と最新のデジタル技術を融合した製品を数々発売し、国内外の市場で高い評価を獲得してまいりましたが、急激な市場変化に対応すべく、事業構造の見直しや経営資源配分の最適化等、各種施策を実施しております。

2015年3月には当社とパイオニアグループのホームAV事業を統合して、AV製品の開発、生産において大幅な効率化により収益の拡大を図るとともに、新たにデジタルライフ事業をセグメントに追加して、ヘッドホン、イヤホン、デジタルオーディオプレーヤー等のモバイル機器を中心とした新分野の製品開発を行い、事業の拡大を図っております。また、当社技術を活用できる新分野として、昨今注目を集めているAI(人工知能)対応製品となるスマートスピーカーの開発にもいち早く取り組んでおります。当社は、これらAI分野での市場拡大を見据えた製品の開発、生産、販売等に係る資金調達を目的として、これまでに各種エクイティファイナンスを実施しております。2017年3月30日発行の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債で調達した資金では当社が持つアンプスピーカー技術を活用したスマートスピーカーの開発や展示会への参考出品を行い、2017年11月より自社ブランドのスマートスピーカーを日米欧で販売を開始しております。2017年8月17日発行の第3回新株予約権で調達した資金では第2世代AI技術の開発に着手し、スマートスピーカーの技術を応用した首掛けタイプのAIスマートウェアラブル((ウェアラブル:装着型)2018年1月米国で開催されたConsumer Electronics Showにて参考出品)などを開発し、毎年米国で開催されているCES(Consumer Electronics Show)に参考出品しております。

このように業績改善に向けAI分野での事業化を推進しておりますが、今後は車や家電などあらゆるものがインターネットでつながるIoT時代に向け、スマートスピーカーで培った技術を用いて、自社ブランド製品以外の新規市場での当社事業の拡大が不可欠と考えております。かかる状況の中、AI事業の新規事業分野、とりわけOEM(Original Equipment Manufacturing:相手先ブランド製造)分野などへ展開するための開発資金確保を目的として、2017年10月27日付で第5回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第5回CB」といいます。)及び第4回新株予約権の発行により資金調達を行っておりますが、2018年8月6日付で第5回CBについては転換価額を修正、第4回新株予約権については当社が取得後消却を行っております。この変更により、当初の計画では充当期間を2022年10月までとしておりましたが、2020年3月までに期間を短縮し、資金についても開発関連費用を約20億円から約10億円に縮小しているものの、AI/IoT分野における技術の習得、応用への研究開発及び製品化については当社が緊急かつ継続的に取り組むべき重要な課題と認識しており、不足している資金については手持ち資金を充当しながら、AI対応技術及

び製品の開発は継続して行っております。さらには、2018年9月には米国DTS, INC.と資本業務契約を締結し、同社を割当先とする新株式を発行し、OEM相手先に提案するための、各種AIソリューション向けIoT対応信号処理回路基板・モジュール化の共同開発を進めております。

これらAI対応技術の開発を進める中、OEM事業への展開を目指した製品開発については、当社のスマートスピーカーの技術を応用して開発した首掛けタイプのAIスマートウェアラブルを活用するものや、振動を利用して音声再生を可能にする加振器をテレビ、車、家電等へ搭載するなどしたAIソリューションの開発を進めており、直近においては上記ウェアラブル端末を使用して、昨今問題となっている企業の人手不足の課題に対して、業務効率の改善を図るAIシステム（店舗での商品説明員の役割をAIで代用するシステム）の提案活動を開始しております。また、車載分野においては、2019年1月に米国で開催されたConsumer Electronics Showに当社オリジナル開発品の音声再生用加振器Vibtoneと音声認識用マイクを組み合わせ、車のダッシュボードへ搭載するシステムを参考出展するなど、AI関連機器と各種ソフトウェアを組み合わせたAIソリューションの開発を新たに行っております。このように、今まで先行して行ってきたAI対応のための技術開発から、自社ブランドとしてのAIスマートスピーカーの発売を経て、現在当社が売上拡大を計画しているOEM事業としての具体的なAIソリューションの提案を行える段階に入っております。このような中で今後このAIソリューションで必要とされるAI関連機器等の実用化及び量産にあたっては、当社開発のオリジナル部品の調達に加え、顧客ごとに求められる仕様に対応したカスタマイズを行う必要があり、それぞれに個別のコストが必要とされております。今後オリジナル部品の調達、顧客ごとの部品のカスタマイズ、量産金型や量産検討用の最終試作品の製作など、量産準備にかかる費用が増大することが見込まれます。また、量産品の販売にともない、顧客への販売促進費用、在庫品の物流費用、工場維持費などといった量産にかかる運転資金としての資金需要が拡大する見込みとなっております。

しかしながら、当社は2013年度より経常損失が継続している状態であり、早急な収益力の改善及び財務体質の安定化が必要となっているため、当社グループの事業体制を見直し、一部事業を譲渡するなど抜本的な構造改革を実施しながら、新事業の早急な起ち上げを目指しております。また、今後有望なAI市場において引き合いの強まっている新規事業を早急に軌道に乗せ、OEM事業の拡大、AI関連製品及びAIソリューションの開発により収益力改善を実行し、事業成長を目指していくためには、各既存事業に影響を及ぼすことなく新たな資金調達が必要であると考えております。

以上のことから、OEM向けAI関連機器量産化に係る準備諸費用及び運転資金の確保を目的として、当社AI事業への取組に対する資金調達においてすでに実績のあるEvolution Technology, Media and Telecommunications Fundに対して、本新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。なお本新株予約権の発行にあたっては、上記第5回CBは転換価格修正後以降これまでに株式への転換が行われていないこと及び現在の当社株価と行使価額に乖離があるため、早期の転換は期待できない状況を鑑み、2019年3月15日に当社が取得及び消却することとしております。あわせて2018年8月6日付で割当予定先同グループのEVO TURN-AROUND, INC.（所在地：190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）からの借入については、当初返済期日の2019年2月6日から2019年3月15日まで延長している状況であるため、返済期日に向けて資金繰りを調整しながら一部繰上返済を行いつつありますが、当初転換を見込んでいた第5回CBの転換が期待できない状況において、資本性の資金を調達することを目的として、2019年3月15日に、再度の返済期日延長、借入金増額等の条件変更及び増額した借入資金にて第5回CB買取の資金とすることも予定しております。これら一連の取組によるリファイナンスを実施することで新たな資金調達を行い、OEM事業におけるAI/IoTの新規市場の拡大を図り業績改善を早急に実現することは、当社の企業価値向上及び株主様はじめステークホルダーの利益に寄与するものと判断しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEvolution Technology, Media and

Telecommunications Fundとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌日（当日を含む。）から、(a)第5回新株予約権については原則としてその242取引日目の日（当日を含む。）、及び(b)第6回新株予約権については原則としてその18ヶ月後の日（当日を含む。）（以下、個別に又は総称して「全部コミット期限」といいます。）までの期間（以下、個別に又は総称して「全部コミット期間」といいます。）に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、第5回新株予約権について、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌日（当日を含む。）から、原則としてその122価格算定日目の日（当日を含む。）（以下「第5回前半コミット期限」といいます。）までの期間（以下「第5回前半コミット期間」といいます。）に、8,000,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約します。

コミット期間延長取引日（以下に定義します。）が発生しないと仮定した場合、(a)第5回新株予約権に関する全部コミット期限は2020年3月19日（本新株予約権の払込期日の翌日から起算して242取引日目の日）であり、第5回前半コミット期限は2019年9月18日（本新株予約権の払込期日の翌日から起算して122取引日目の日）、(b)第6回新株予約権に関する全部コミット期限は2020年9月18日ですが、上記期間内のいずれかの取引日がコミット期間延長取引日に該当した場合、コミット期間延長取引日が1回発生する毎に、これらの各期間は1取引日ずつ延長されることとなります（但し、かかる延長は合計20取引日を上限とします。）。

「コミット期間延長取引日」とは、以下のいずれかの事象が生じている取引日をいいます。

- (a) 取引所の発表する当社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合
- (b) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (c) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）
- (d) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずなものとしします。）

<コミット条項の消滅>

いずれの回号の本新株予約権についても、全部コミット期間中において、コミット期間延長取引日の発生に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、第5回前半コミット期間中において、コミット期間延長取引日の発生に伴う第5回前半コミット期間の延長が5回を超えて発生した場合、第5回前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。コミットが消滅した場合には、速やかに別途開示を行います。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、払込期日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日（当日を含みます。）から起算して、(a)第5回新株予約権については1取引日、(b)第6回新株予約権については3ヶ月が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、(a)第5回新株予約権については、各取引日に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額に、(b)第6回新株予約権については直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して3ヶ月後の応当日（応当日が存在しない場合には、当該月の最終日）に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終

値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額に、それぞれ修正されます。修正価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、これらの修正条項に従って計算された価額が各本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該各下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は、いずれの新株予約権についても28円に設定していますが、各本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたが、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、変動型である第5回新株予約権と固定型に近い第6回新株予約権の組み合わせとなっており、第三者割当増資などによる即時にまとまった希薄化が起きることなく、株価に対する影響を抑制しながら資金調達をすることができるものとなっております。第5回新株予約権では、短期間で新株予約権を行使するコミット条項が設定されていることにより、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できます。第6回新株予約権は、行使価額固定型(6ヶ月以上行使価額が変動しない新株予約権)のように一定期間行使価額が固定されることによるメリットを取り入れつつも、18ヶ月間において割当予定先が行使コミットする為に一定回数以上の修正が必要であるデメリットの双方を鑑み、行使価額の修正頻度について割当予定先との協議の上、3ヶ月毎の修正とすることといたしました。その結果、3ヶ月ごとの修正の間に株価が下落した場合には、行使が進まない可能性もありますが、株価が上昇した場合、当社の調達金額が低く抑えられるリスクはあるものの、そのような場合には割当予定先による行使の可能性が高く短期間で資金調達が可能となることから、合理的な条件であると判断しております。従って、本スキームは当社のニーズに合致しているとともに、既存株主の利益にも配慮したものと考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(3) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権により行う本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 短期間における確実な資金調達

第5回新株予約権(対象となる普通株式数29,449,800株)は原則として2020年3月19日までに、第6回新株予約権(対象となる普通株式数9,000,000株)は原則として2020年9月18日までに、それぞれ全部行使(全部コミット)されます。

② 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として2019年9月18日までに、第5回新株予約権のうち、8,000,000個(対象株式数8,000,000株)以上の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達を両立することができます。

③ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は38,449,800株で固定されており、株価動向に係わらず、最

大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

④ 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先であるEvolution Technology, Media and Telecommunications Fundの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、これらの割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a)公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかともその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b)株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

(c)新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。そのため、第三者割当増資は今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

② 転換社債型新株予約権付社債 (CB) 又はMSCB

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場合現時点でかかる資金を確保

できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準に基づき、最近2年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がないためノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施することは出来ません。

④ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	払込金額の総額	1,931,096千円
	本新株予約権の払込金額の総額	8,606千円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,922,490千円
②	発行諸費用の概算額	10,000千円
③	差引手取概算額	1,921,096千円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（第5回新株予約権5,006,466円、第6回新株予約権3,600,000円、合計8,606,466円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（第5回新株予約権1,472,490,000円、第6回新株予約権450,000,000円、合計1,922,490,000円）を合算した金額であります。

2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用(300万円)、評価算定費用(100万円)、信託銀行費用(450万円)等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 新規A I 関連製品量産化に係る準備諸費用	950	2019年3月 ～2020年9月30日
② 新規A I 関連製品に係る運転資金	971	2019年3月 ～2020年9月30日

本新株予約権毎の手取金の使途は、下記表記載の通りです。

第5回新株予約権		
具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 新規A I 関連製品量産化に係る準備諸費用	950	2019年3月 ～2020年9月30日
② 新規A I 関連製品に係る運転資金	521	2019年3月 ～2020年9月30日
第6回新株予約権		
具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
② 新規A I 関連製品に係る運転資金	450	2019年3月 ～2020年9月30日

当社は、上記表中に記載の通り、OEM向けA I 関連機器量産化に係る準備諸費用及び運転資金の確保を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は、上記の通り合計1,921,096,466円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途の詳細は、以下の通りです。なお、急激な株価上昇があった場合には、第6回新株予約権の行使が進む可能性があります。その場合には、①新規A I 関連製品量産化に向けた準備諸費用に先に充当する予定です。

① 新規A I 関連製品量産化に係る準備諸費用

「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、今後予定しているA I ソリューションにおける関連製品においては、量産化に必要な部品そのものの調達をした上で、各顧客先それぞれに求められる仕様に対応するよう個別にカスタマイズを行う必要があり、専用の金型を用意し、正式量産直前に行う量産試作にも費用がかかるため、調達資金を充当してまいります。

OEM事業の新規商品であるため、量産化にあたっては、既存商品とは異なる新たな量産プロセスにかかる費用が必要となります。具体的には、下記の内容に対して充当していく予定です。

- 顧客先製品への加振器カスタマイズ設計変更費用 150百万円 (2019年3月～2020年9月)
通常調達の加振器を各顧客先要望に設計変更するために技術者を割当てます。
- 量産用試作品費用 50百万円 (2019年3月～2020年3月)
商談使用及び金型作成に向けたテスト生産を行うため試作品を作成します。
- 量産用金型費用 750百万円 (2019年9月～2020年9月)
設計変更後、量産化のための金型を作成し取得します。

② 新規A I 関連製品に係る運転資金

今後リリース予定の上記A I 関連製品の量産を開始した後は、新規製品による資金回収が順調に回るようになるまでは、新規製品にかかわる量産用部品の調達、製造ラインの継続稼働のためのコスト及び在庫確保や物流費などに費用が必要となるため、本資金調達による資金を一部、その間の運転資金として充当いたします。なお、当社の手がける既存事業に必要な運転資金については、手持ち資金にて賄う

ことといたします。具体的には、下記の内容に対して充当していく予定です。

- ・新規及び既存顧客先への販売促進費用 200百万円 (2019年3月～2020年9月)
広告宣伝などを行いつつ新規顧客獲得を狙い、OEM事業の既存顧客先へは後継機種への当社AIソリューションの導入検討依頼を行います。
- ・新規AI関連部品調達費用 561百万円 (2019年9月～2020年9月)
量産確定後の各顧客先用量産新規部品の調達を行います。
- ・在庫保管及び物流費用 50百万円 (2019年9月～2020年9月)
初期出荷費用及び二次量産品の在庫保管を行います。
- ・量産中生産管理費用 50百万円 (2019年9月～2020年9月)
工場出荷から倉庫及び顧客先納品までを含めた製品在庫状況及び品質確認を行います。
- ・工場維持経費 20百万円 (2019年9月～2020年9月)
自社工場及び委託先工場の光熱費及び賃借料が発生します。

前述の通り、当社は2013年度より経常損失が継続している状態であり、早急な収益力の改善及び財務体質の安定化が必要となっているため、当社グループの事業体制を見直し、一部事業を譲渡するなど抜本的な構造改革を実施しながら、新事業の早急な起ち上げを目指しております。今後有望なAI市場において引き合いの強まっている新規事業を早急に軌道に乗せ、OEM事業の拡大、AI関連製品及びAIソリューションの開発により収益力改善を実行し、事業成長を目指していくためにも、本資金調達による手取金を充当してまいります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金については、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」において記載いたしました通りに充当する予定であります。

上記資金使途により、当社グループにおいて、中核事業の成長及び収益の向上が図れるものと考えており、本第三者割当により企業価値の向上につながるものであります。

したがって、当社としては、本第三者割当により一時的な株式の希薄化が生じる可能性があるものの、中長期的な観点からは、「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、株主の皆様の利益の向上につながるため、本第三者割当により調達する資金の資金使途は合理的であると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価55円(2019年2月28日終値)、ボラティリティ(53.5%)、予定配当額(0円)、無リスク利率(▲0.1%)について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一様に本新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する本新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第5回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の0.17円、第6回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の0.40円とし、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、

2019年2月28日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額としました。

なお、本新株予約権の発行については、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定に当たり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数38,449,800株（議決権数384,498個）に、2018年9月3日に決議、2018年9月19日に第三者割当により発行した（以下「2018年9月19日付株式」といいます。）7,000,000株（議決権数70,000個）を加えた総数は45,449,800株（議決権数454,498個）となり、2018年9月30日現在の当社発行済株式総数111,550,195株（総議決権数1,108,902個）から、2018年9月19日付株式7,000,000株（議決権数70,000個）を控除した104,550,195株（議決権数1,038,902個）に対する希薄化率は43.47%（議決権ベースの希薄化率は43.75%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金用途に充当することで、計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に当社の収益力増大に寄与することが期待できます。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,874,516株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけ十分な流動性を有しております。このように希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、中長期的な観点からは株主価値向上に寄与するものであるため合理的であると判断しております。

なお、本新株予約権及び2018年9月19日付株式の発行により、当社普通株式について25%以上の希薄化が生じることになります。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の加本亘氏並びに当社社外監査役である西浦孝充氏及び石本慎一氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名称	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund (エボリューション テクノロジー メディア アンド テレコミュニケーションズ ファンド)
② 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④ 組成目的	投資目的
⑤ 組成日	2015年10月
⑥ 出資の総額	1,567百万円 (2018年12月31日時点)
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	60.00% Japan Opportunities Master Fund Ltd. (ジャパン・オポチュニティーズ・マスター・ファンド) (ケイマン諸島法に基づく免税

	有限責任会社) 30.00% EVO FUND (エボ・ファンド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社) 10.00% その他投資家 Evolution Capital Management LLC が割当予定先の議決権の 100%を保有 (ファンド組成発起人)	
⑧ 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 業務執行組合員の概要	該当事項はありません。	
⑩ 国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン 事業内容 投資銀行業 資本金 994,058,875 円	
⑪ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	転換社債 (額面 20 億円) を所有 (償還予定)
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、2018年12月31日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に対して、2016年12月に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債6億円、2017年3月に第4回無担保転換社債型新株予約権付社債10億円、2017年7月に無担保社債10億円、2017年8月に第3回新株予約権 (当初行使価額での行使を前提とした資金調達額約27億円) をそれぞれ発行しており、2016年12月に発行された第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については2017年2月22日に、2017年8月に発行された第3回新株予約権については2017年9月12日に、その全ての転換及び行使が完了しております。その後、2017年10月に第5回CBと第4回新株予約権を発行したものの、どちらも未行使の状況が続いていたため、2018年8月6日付にて、第5回CBについては転換価額の修正を行い、第4回新株予約権については当社が取得後ただちに消却を行いました。転換価額の修正後も第5回CBの未行使の状況が続いたため、今後予定しているAI関連製品の量産化までの資金調達を見据え、同割当先に対して資金需要に対応する資金調達方法を相談した結果、本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。当社内での協議・比較検討の結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達でき、未行使分の第5回CBに紐づく潜在株式を考慮する必要もなくなるため、本新株予約権の発行が有効な調達手段であると判断いたしました。また、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、①既存株主の株式価値希薄化への配慮、②確実な手元での必要資金の調達が可能であり、③過去に数度にわたり発行した証券による資金調達が一部を除きスムーズに完了した実績をもつことから、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先としてEvolution Technology, Media and Telecommunications Fundを選定いたしました。

本新株予約権の割当予定先は、主として日本のテクノロジー、エンタテインメント・メディア、通信関連事業等に強みを持つ上場会社が発行する株式や債券等への投資を目的として設立されたファンド (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社) であります。割当予定先の投資マネージャーを務めるのはEvolution Capital Management LLCであり、Evolution Capital Management LLCの100%出資者は、英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト (c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託であるため代表取締役は存在せず) であります。

EVO FUNDの関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸

島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド (Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の100%子会社であります。

なお、本新株予約権の発行価額並びに本新株予約権の行使に際して払込みが必要となる金額に充てられる資金は、当社が本新株予約権の発行に係る決議を行ったことが割当予定先に通知された後、割当予定先の議決権の100%を有し、投資マネージャーである Evolution Capital Management LLC より、速やかに出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、その他投資家に対して割当予定先への出資金拠出が指示され、本新株予約権の発行日又はそれ以前に、割当予定先から直接当社の受取金融機関口座へ払込まれることを、Evolution Capital Management LLC のリチャード・チゾム氏から当社代表取締役である大舘宗徳宛の書面にて確認しております。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権の割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。運用に対しては市場への影響を常に留意している旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

- ア. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。
- イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権に係る割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先に対して実際に運用資金の出資の指示をする Evolution Capital Management LLC から払込みに関して、必要な資金手当てを受けることができる旨書面で確認を得ております。また、当社は、割当予定先の主要な出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd. の資産状況について、その管理会社である MUFG Fund Services (Cayman) Limited (Strathvale House, 2nd Floor, 90 North Church Street, George Town, P.O.Box 609 Grand Cayman, KY1-1107, Cayman Islands) より2019年2月20日時点の資産状況確認書面を入手し、同じく主要な出資者である EVO FUND については、EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2019年1月31日時点における残高証明書を確認しております。これらにより払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び本新株予約権の行使に係る払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社は1,500万株を上限と

して、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です（貸借期間：最大18ヶ月、貸借料率1.5-3.0%）。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

(6) 割当予定先の実態

当社は、本新株予約権の割当予定先であるEvolution Technology, Media and Telecommunications Fund及びアレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券株式会社と直接面談し、割当予定先が反社会的勢力等でない旨を確認し、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund及びその出資者であるJapan Opportunities Master Fund Ltd.、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundの議決権100%を有し、投資マネージャーであるEvolution Capital Management LLC、EVO FUNDの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUNDの役員で、Japan Opportunities LPのパートナーであるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らの関係を有しておらず、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認いたしました。

なお、割当予定先の筆頭出資者であるJapan Opportunities Master Fund Ltd.は、主として日本の上場会社が発行する株式や債券等への投資を目的として新たに設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であり、その発行済議決権株式の100%を保有するEvolution Capital Management LLC（2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）から案件の紹介や投資に関する助言を受けることになっております。運用に供される資金は、その全額が世界屈指の資産運用会社であるBlackRock, Inc.の子会社であるBlackRock Financial Management, Inc.が運用助言を行う複数の投資ファンド又は関連投資家のうち、米国籍であるものはJapan Opportunities LP（c/o Evolution Capital Management LLC 2435 Olympic Blvd. Suite 125E, Santa Monica, CA 90404USA 最高投資責任者/ Evolution Capital Management LLC マイケル・ラーチ、パートナー/Evolution Capital Management LLCリチャード・チゾム）、非米国籍であるものからはJapan Opportunities Ltd.（c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）を通じてキャピタルコールを含む契約に基づき随時割当予定先に出資されます。

また、割当予定先であるEvolution Technology, Media and Telecommunications Fund及びその出資者であるJapan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundの議決権100%を有し、投資マネージャーであるEvolution Capital Management LLCから、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けており、EVO FUNDについてはファンド管理者であるHC Global Fund Services, LLCから、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。さらに、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、Japan Opportunities LP及びJapan Opportunities Ltd.に関しては、各ファンドの管理会社であるMUFG Fund Services (Cayman) Limitedから、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、Japan Opportunities LP及びJapan Opportunities Ltd.に出資する全ての投資家について、「当社は、いかなるファンド、出資者、出資者を管理監督する者、出資者に管理監督される者、受益権者が、米国財務省の海外資産管理室によって管理されている禁止人物、禁止国、テロリストのリストに上がっておらず、また、国連及び欧州連合又はその関係法域において制定されたその他の制裁リストにも上がっていないことを確認しております。」を記載した旨のレターを受領しております。

さらに慎重を期すため、割当予定先であるEvolution Technology, Media and Telecommunications Fund及びその出資者であるJapan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、並びにJapan Opportunities Master Fund Ltd.の出資者であるJapan Opportunities LP、Japan Opportunities Ltd.、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundの議決権を100%有し、投資マネージャーであるEvolution Capital Management LLC、そして、EVO FUNDの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、

EVO FUNDの役員で、Japan Opportunities LPのパートナーであるリチャード・チゾム氏を対象に、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（代表取締役：羽田寿次 住所：東京都港区赤坂2-8-11-4F）に調査を依頼した結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

8. 大株主及び持株比率

割当前（2018年9月30日現在）	持株比率（%）
パイオニア株式会社	9.71%
オーエス・ホールディング株式会社	7.40%
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	6.28%
大拙直人	3.59%
野村證券株式会社	2.23%
楽天証券株式会社	1.04%
株式会社三井住友銀行	0.96%
日本証券金融株式会社	0.89%
大和証券株式会社	0.83%
オンキヨー取引先持株会	0.58%

（注）「MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT」は、9月19日付の第三者割当増資により実際の株式所有者は「DTS, INC.」と確認しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行による当期（2019年3月期）の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権及び2018年9月19日付株式の発行により、希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本新株予約権の調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本新株予約権による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本新株予約権に係る株主総会決議に係る株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議に係るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会より第三者割当による本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、第三者割当による本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下内容の意見書を2019年2月28日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

(本第三者委員会の意見の概要)

1 結論

本件第三者割当について必要性及び相当性はあると思料します。

2 理由

(1) 必要性

貴社による説明及び提供資料によれば、これまでのスマートスピーカーに加え、今後はAI関連製品がさまざまな家電に入り込んでいくことが想定される中、これまで加振器 Vibtone やネックホンなど開発をしてきた状況を踏まえ、貴社としては、来期において量産化しビジネスとして進めていきたいとのことであり、そのための費用として運転資金と合計で約 20 億円の資金が必要とのことです。資金調達にかかる必要性に関する貴社の説明や提供資料の内容について特に不合理な点はなく、資金調達の必要性を否定する根拠を見出しておりません。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

貴社が提供した資料とその説明によれば、貴社は、他の資金調達手段についても検討し、具体的には、銀行借入、社債の発行、新株発行（第三者割当・公募増資・株主割当）、転換社債（MSCB を含む）、新株予約権の無償割当（ライツ・イシュー）による調達方法と比較した上で、本件第三者割当による資金調達を選択したとのことです。特に、本件第三者割当は、行使コミット条項が含まれていることにも照らして迅速かつ確実に資金を調達でき、財務健全性や既存株主の利益に対するネガティブな影響についても限定的である点で他の資金調達手段より優れていると考えたとのことです。これについて第三者委員会は、特に不合理な点を見出しておりません。

(イ) 割当予定先について

貴社が提供した資料とその説明によれば、割当予定先である Evolution Technology Media and Telecommunications Fund について、過去において貴社への投資実績があること、貴社との関係でこれまで何か問題のある状況は生じたことがないこと、反社会的勢力の該当性に関する直近の調査においても特に懸念事項は検出されていないことから、特に問題はないと考えております。

(ウ) 発行条件について

第三者委員会は、本件第三者割当の発行条件についてその合理性を検討する過程で、株式会社赤坂国際会計が作成した評価書を検討し、かつ同社による評価額に関する算出方法に関して同社担当者の説明を受けました。そのうえで、評価書の内容や同社担当者の説明について特に不合理な点はないと考えております。その他の発行条件についても、本件第三者割当に関する契約書（新株予約権買取契約証書）に関する問題点を第三者委員会において協議し、貴社の代理人弁護士による指摘事項を踏まえながら検討した結果、特に不合理な点はないものと評価するに至っております。

(エ) 希薄化について

貴社が提供した資料とその説明によれば、貴社は、これまで長期間にわたってAI関連製品の開発に時間と費用を費やしてきました、それらの蓄積により、ようやく当該製品に関するOEMによる新規事業として量産化が進められそうな段階を迎えているとのことで、そのために今回の資金調達が必要になっております。他方で、貴社の既存事業は経常損失が続いており、事業構造の根本的な改革が必要な状況であり、貴社が会社として成長するためには、上記新規事業を拡大することが不可欠といえます。本件第三者割当は貴社の既存株主の持株比率及び議決権比率に大きな希薄化が生じさせるものの、それによる資金調達により貴社としては上記新規事業を拡大することが可能になることから、希薄化を上回る利益が既存株主にもたらされるとのことです。かかる説明について、第三者委員会は不合理な点を見出しておらず、本件第三者割当について、その希薄化の程度に照らしても相当と考えております。

以上の通り、本第三者委員会からは、本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして、本日付の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
売上高	64,392百万円	55,882百万円	51,533百万円
営業利益又は損失(△)	△2,029百万円	770百万円	△1,023百万円
経常損失(△)	△2,241百万円	△458百万円	△1,947百万円
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1,126百万円	△752百万円	△3,426百万円
1株当たり当期純損失(△)	△14.89円	△9.24円	△35.95円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり純資産額	30.97円	25.51円	21.43円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2019年2月28日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	111,550,195株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	19,417,440株	17.41%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	19,417,440株	17.41%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 上記表中の数値には、第5回CBに係る潜在株式数が、現時点の転換価額における潜在株式数として19,417,440株(17.41%相当)、含まれていますが、同新株予約権付社債は、2019年3月15日付で当社が取得、消却する予定です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
始 値	143円	117円	129円
高 値	170円	174円	324円
安 値	98円	90円	101円
終 値	118円	129円	110円

(注) 各株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

② 最近6ヶ月間の状況

	2018年				2019年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始 値	91円	82円	74円	75円	54円	60円
高 値	119円	90円	93円	76円	64円	64円
安 値	82円	69円	71円	48円	52円	54円
終 値	82円	74円	75円	54円	60円	55円

(注) 各株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2019年2月28日
始 値	57円
高 値	57円
安 値	55円
終 値	55円

(注) 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものです。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	2016年12月29日
調達資金の額	595,000,000円 (差引手取概算額)
転 換 価 額	113円
募集時における発行済株式数	81,303,965株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数 : 5,309,730株
現時点における転換状況 (行使状況)	2017年2月22日に全て転換済みです。
現時点における潜在株式数	2017年2月22日に全て転換済みのため、潜在株式はありません。
発行時における当初の資金使途	①DAP及びスマートフォンの研究開発費用、②ヘッドホン等の上記関連製品の研究開発費用、③小型軽量デジタルアンプの研究開発費用、④それら製品のマーケティングに係る費用
発行時における支出予定時期	2017年1月から2017年12月まで
現時点における充 当 状 況	当初の資金使途どおり2017年12月までに全額充当いたしました。

・第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	2017年3月30日
調達資金の額	995,000,000円 (差引手取概算額)
転 換 価 額	126円
募集時における発行済株式数	86,613,695株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数 : 7,936,500株
現時点における転換状況 (行使状況)	2017年10月31日に全て転換済みです。
現時点における潜在株式数	2017年10月31日に全て転換済みのため潜在株式はありません。
発行時における当初の資金使途	①AI対応製品の研究開発費用②音声認識、音声合成技術に関する研究開発費用③他社AIサービスとの連携に関する研究開発費用④上記製品等のマーケティ

	ングに係る費用
発行時における 支出予定時期	2017年4月から2019年3月まで
現時点における 充 当 状 況	2019年3月までに当初の資金使途どおり全額充当する予定です。

・第三者割当による新株予約権の発行

割 当 日	2017年8月17日
発行新株予約権数	10,000,000個
発 行 価 額	2,336,000円
発行時における 調達予定資金の額	2,766,336,000円（差引手取概算額）
募集時における 発行済株式数	86,613,695株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による 潜 在 株 式 数	潜在株式数：10,000,000株
現時点における 行 使 状 況	2017年9月12日にて10,000,000個全ての新株予約権が行使済みです。
現時点における 潜 在 株 式 数	2017年9月12日に全て行使済みのため、潜在株式はありません。
現時点における 調達した資金の額	1,958,806,000円
発行時における 当初の資金使途	①第1回無担保社債（私募債）償還金、②A I 対応製品の研究開発費用、③運 転資金
発行時における 支出予定時期	2017年8月から2018年8月まで
現時点における 充 当 状 況	第1回無担保社債（私募債）償還金、A I 対応製品の研究開発費用の順で充当 しており、2018年8月までに全額充当いたしました。なお、当初予定していた 調達額を下回っているため、運転資金については手元資金から充当する予定で す。

・第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	2017年10月27日
調達資金の額	2,000,000,000円
転 換 価 額	当初転換価額247円 2018年8月3日付で転換価額を108円に修正しております。
募集時における 発行済株式数	104,550,195株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による 潜 在 株 式 数	当初潜在株式数：8,097,160株 2018年8月3日付で転換価額を修正したことにより、19,417,440株の潜在株 式があります。
現時点における 転 換 状 況 （行使状況）	0株
現時点における	19,417,440株

潜在株式数	
発行時における当初の資金使途	①A I 対応技術及び製品の開発費用、②有利子負債の削減
発行時における支出予定時期	2017年11月から2022年10月まで
現時点における充当状況	転換がなされなかったため、資金使途に充当しておりません。

(注) 上記新株予約権付社債につきましては、2019年3月18日付で当社が取得、消却する予定です。

・第三者割当による新株予約権の発行

割当日	2017年10月27日
発行新株予約権数	6,666,666個
発行価額	3,333,333円
発行時における調達予定資金の額	2,003,333,133円
募集時における発行済株式数	104,550,195株
割当先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：6,666,666株
現時点における行使状況	2018年8月3日までに新株予約権の行使はありません。
現時点における潜在株式数	2018年8月3日付で当社が取得、消却したため潜在株式はありません。
現時点における調達した資金の額	0円
発行時における当初の資金使途	①A I 対応技術及び製品の開発費用、②有利子負債の削減
発行時における支出予定時期	2017年11月から2022年10月まで
現時点における充当状況	2018年8月3日付で当社が取得、消却したため資金使途に充当しておりません。

・第三者割当による新株式

発行期日	2018年9月19日
資金調達の額	630,000,000円
発行価額	90円
発行新株式数	7,000,000株
割当先	DTS, Inc.
募集後における発行株式数	111,550,195株
発行時における当初の資金使途	A I ソリューション向け IoT 対応信号処理回路基板・モジュール化等の共同開発
発行時における支出予定時期	2018年9月から2020年8月まで
現時点における充当状況	現時点において当初の資金使途どおり充当しており、2020年8月までに全額充当する予定です。

12. 発行要項

<第5回新株予約権の発行要項>

1. 新株予約権の名称 オンキヨー株式会社第5回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 5,006,466 円
3. 申込期日 2019年3月18日
4. 割当日及び払込期日 2019年3月18日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 29,449,800 株 (本新株予約権 1 個当たり 1 株 (以下「割当株式数」という。)) とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 29,449,800 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 0.17 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付 (当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、当初、50 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日 (当日を含む。) から起算して、1 取引日 (株式会社東京証券取引所 (以下「取引所」という。) において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。) が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各取引日に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額 (但し、当該金額が下限行使価額 (以下に定義する。) を下回る場合、下限行使価額とする。) に修正される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初 28 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 (2) 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{普通株式数}}$$

行使価額 行使価額 既発行普通株式数+交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整

前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数に含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

1 2. 本新株予約権の行使期間

2019年3月19日（当日を含む。）から2020年4月17日（当日を含む。）までとする。

1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 4. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

1 5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

1 7. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項

が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 浅草橋支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

<第6回新株予約権の発行要項>

- | | | |
|----|----------------|--|
| 1. | 新株予約権の名称 | オンキヨー株式会社第6回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。) |
| 2. | 本新株予約権の払込金額の総額 | 金 3,600,000 円 |
| 3. | 申込期日 | 2019年3月18日 |
| 4. | 割当日及び払込期日 | 2019年3月18日 |
| 5. | 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に割り当てる。 |

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は9,000,000株(本新株予約権1個当たり1株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

- | | | |
|----|--------------|-------------|
| 7. | 本新株予約権の総数 | 9,000,000 個 |
| 8. | 各本新株予約権の払込金額 | 金 0.40 円 |
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、50円とする。

10. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日(当日を含む。)から起算して、3ヶ月が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して3ヶ月後の応当日(応当日が存在しない場合には、当該月の最終日)に、直前の取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。
- (2) 「下限行使価額」は、当初28円とする。下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 1 2. 本新株予約権の行使期間
2019年3月19日（当日を含む。）から2020年10月20日（当日を含む。）までとする。
- 1 3. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
- 1 4. 新株予約権の取得事由
本新株予約権に取得事由は存在しない。
- 1 5. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- 1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 1 7. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使

請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。) が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 浅草橋支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上